

多可町プレミアム付商品券事業

取扱加盟店 事務処理の手引き



令和元年8月28日（水）

多可町プレミアム付商品券運営委員会

多可町プレミアム付商品券概要

◆事業の目的◆

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行等を行う。

◆事業の性格等◆

多可町プレミアム付商品券運営委員会(多可町からの委託)が事業主体の国庫補助事業。

◆購入対象者◆

(1)平成31年度住民税非課税者(課税基準日平成31年1月1日)

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。

(2)平成28年4月2日～令和元年9月30日(注)までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

(注)消費税・地方消費税率引上げの日の前日

◆制度概要◆

- ①購入限度額：上記(1)の該当者(3,535人)：券面額2.5万円(販売額2万円)
上記(2)の該当者(308人R1.8.19現在)：券面額2.5万円
(販売額2万円)×3歳未満の子の数
- ②プレミアム率：25%(プレミアム補助額：4千円で5千円分の商品券)
- ③販売単位：1セット5千円(購入額4千円)。1人最大5セット(購入額2万円)まで購入可能
- ④商品券一枚あたりの額面：500円(500円×10枚で1セット)
- ⑤使用可能期間：令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)
- ⑥商品券販売場所：町内郵便局(6局)、多可町役場商工観光課窓口
- ⑦商品券販売期間：令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金)
- ⑧商品券換金場所：町内金融機関(郵便局除く7支店)
- ⑨商品券換金期間：令和元年10月1日(火)～令和2年3月16日(月)

◆商品券取扱い厳守事項◆

- ①加盟店において使用期限内に限り取引可能とします。
- ②購入商品の返品の際の返金はできません。
- ③不足分は現金等で受け取ってください。
- ④商品券と現金の交換は禁止しています。
- ⑤商品券額面以下の使用の場合であってもおつりはお渡ししないでください。
- ⑥商品券の盗難・紛失、滅失または、偽造、模造等に対して、発行者（多可町プレミアム付商品券運営委員会）は責任を負いません。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- ⑦商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- ⑧利用期間を過ぎた商品券は、受け取らないでください。

◆商品券の使用対象にならないもの◆

- ①出資や債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③株式、先物等の金融商品
- ④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産にかかわる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する営業にかかわる支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
- ⑨会費、商品およびサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限満了日が令和2年2月29日を越えるもの
- ⑩電子マネーへの入金
- ⑪国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料等）
- ⑫その他、多可町プレミアム付商品券運営委員会が商品券の使用対象として適当と認めないもの

1. 取扱事業所で最初に行ってください

- ①封筒には、チラシ・取扱加盟店登録証明書・換金依頼書・のぼり旗を同封していただきます。
- ②登録証明書および取扱加盟店一覧（P9）に記載されている店舗名に間違いがないか確認してください。
訂正・変更等が必要な場合は実行委員会事務局【☎0795（32）4779】まで至急ご連絡をお願いします。
紛失しないよう取扱いには十分注意してください。
- ③ポスターを希望される方は事務局までご連絡ください。（数に限りがありますので早めにご連絡ください。）ポスターやチラシは店頭やレジの付近の目立つ場所に掲示してください。複数枚ご入用の際は別途ご送付いたしますのでご連絡をお願いします。
- ④のぼり旗は店舗の目立つ場所に設置してください。
- ⑤販売やサービスに携わるご家族・従業員の方への取扱い内容に関する説明をよろしくお願いいたします。

2. 商品券を利用するお客様への対応

- ①商品券は額面500円券10枚（額面総額5,000円分）を1セットとし4,000円で販売しています。（1人最大5セット25,000円分）
販売場所は多可町内にある郵便局6局および、多可町役場商工観光課窓口です。
- ②販売期間は、令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）までです。
- ③商品券が使用できる事業所は取扱加盟店一覧（P9）をご覧ください。
- ④商品券でお買い物をされるお客様も、現金でお買い物をされるお客様と同様に対応をお願いします。
- ⑤商品券が使用できない商品やサービスについては、お客様がわかるようにご説明をお願いします。（P3参照）
- ⑥この商品券でのお買い物についておつりは出さないようお願いします。購入金額の不足分についてはお客様から現金でいただいでください。
- ⑦商品券は偽造防止用紙を使用しています。商品券の見本を後日送付いたします。

⑧商品券の有効期間（お客様がお使いいただける期間）は令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）までです。また、取扱店が金融機関で換金できる期間は令和2年3月16日（月）までです。期限を過ぎますと換金に応じられないので、十分ご注意ください。

◆商品券



3. 商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について

- ①商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）は、裏面の「店舗名」欄に店舗名を記載（手書きまたゴム印）してください。
- ②指定金融機関は兵庫県信用組合中町店・八千代支店、中兵庫信用金庫中町支店・加美町支店、みのり農業協同組合中町支店・加美支店・八千代支店のみです。（P7 参照）
- ③商品券裏面の「店舗名」欄に店舗名の記載がない場合は、指定金融機関での換金手続きに応じられないので、必ず明記してください。

◆商品券裏面

多可町プレミアム付商品券のご利用について

- この商品券は、令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）までご利用いただけます。なお、有効期限を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、「多可町プレミアム付商品券取扱加盟店」ののぼりがあるお店のみ使用できます。
- この商品券の利用は、1人あたり2万5千円（プレミアム分を含む）を限度とします。
- この商品券の利用できないもの
 - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙プリペイドカードなど）
 - ・土地および家屋の購入代金
 - ・風俗法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係わるもの
 - ・「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ・国や地方公共団体（税金、公共料金など）への支払い
 - ・加盟店が利用を不可とした商品
- ・その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの
- この商品券は、おつりは出ません。
- 商品券の紛失および盗難に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等については現金および当該商品券による返金はできません
- その他、この商品券は発行事業要領の定めにより実施します。

店舗名

④換金の際には以下のものを指定金融機関へお持ちください。

- ・使用済み商品券（裏面に店舗名を記載し、枚数を確認）
- ・登録証明書（店舗・事業所名入り、ラミネート加工を施したもの）
- ・換金依頼書（必要事項をご記入ください）

（注）使用済み商品券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴りあわせしないで1枚ずつ離れた状態でお持ちください。印鑑や預金通帳は必要ありません。

⑤同封の指定金融機関「換金依頼書」（3枚複写）が不足した際は、多可町プレミアム付商品券運営委員会(多可町役場商工観光課)窓口にて受け取ってください。

⑥換金額の当日振込は午後2時までとします。午後2時を過ぎますと翌日の振込となります。

⑦換金依頼書は3枚1セットになっています。それぞれ記入・捺印の上、金融機関窓口へお渡しください。

⑧換金手数料については多可町プレミアム付商品券運営委員会が負担します。町内指定金融機関以外への振込みの場合は振込手数料を差引いた金額を入金いたします。

◆換金依頼書（3枚複写）の見本

（3枚目）〔加盟店控え〕

多可町プレミアム付商品券換金依頼書

（換金依頼日） 令和 年 月 日

〔依頼者〕

住 所 _____
店舗・事業所名 _____
代表者氏名 _____ 印

※本表（3枚1セット）と商品券を必ず添付して取引金融機関へご持参ください。

商品券枚数		換金額			
	枚	枚数×⑤500			円
振込料	円	差引支払金額			円

（振込口座）

金融機関名		振込口座			
銀行	支店	普通			円
信金		当座			
信組					
農協					

（フリガナ）

口座名義人 _____

※振込口座がある金融機関の支店にお持ちください。
なお、町内金融機関以外に振込みの場合は振込手数料を差し引いた額を振込みいたします。

※換金額の当日振込みは午後2時までとなります。

※1枚目〔運営委員会控え〕（黄色）、2枚目〔金融機関控え〕（青色）、3枚目〔加盟店控え〕（白色）

4. 指定金融機関一覧

◇多可町内金融機関（町内7店舗）

※換金申込は各店舗の営業時間内となります。

支店名	住 所	電話番号
兵庫県信用組合 中町支店	中区中村町 127-7	0795-32-1234
// 八千代支店	八千代区中野間 1026-1	0795-37-0331
中兵庫信用金庫 中町支店	中区中村町 388	0795-32-0606
// 加美町支店	加美区寺内 130-1	0795-35-1313
みのり農業協同組合 中町支店	中区中村町 81-1	0795-32-2233
// 加美支店	加美区寺内 128	0795-35-0180
// 八千代支店	八千代区中野間 303-1	0795-37-0350

5. その他の注意事項

- ①お客様が「多可町プレミアム付商品券」と判別できないほど汚損した商品券をお持ちになったときには、商品券の通し番号が確認でき、未使用であることが判別できる状態ならば、商品との引き換えを行ってください。
- ②金融機関が汚損商品券の換金に応じしてくれない、偽造商品券が持ち込まれた等の問題が生じた場合は、多可町プレミアム付商品券運営委員会事務局【☎0795（32）4779】までご連絡をお願いします。
- ③取扱店が不正な行為を行い、本事業の信用を失墜した場合は取扱店の資格を取り消すことがあります。
- ④事業所の所在地や指定金融機関の変更、また登録証明書の紛失など問題が生じた場合は多可町プレミアム付商品券運営委員会事務局までご連絡をお願いします。
- ⑤取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に店舗名を記載（手書きまたゴム印）、すでに記載があるものは、受取りを拒否してください。
- ⑥定めのない事項等に関しては、多可町プレミアム付商品券運営委員会がその対応を決定します。
- ⑦本事業は多可町に対する国の補助事業であることから国や多可町の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

本事業が円滑に運営でき、お客様に喜ばれるよう
みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和元年8月発行

発行者：多可町プレミアム付商品券運営委員会

多可町中区中村町123番地（多可町 商工観光課内）

☎ 0795（32）4779

Fax 0795（32）3814

Mail shoko@town.taka.lg.jp